

### 30 幻の東京歯科大学へ市川短期大

#### 学Vの構想

戸 沢 行 夫

戦後教育の理念は、昭和二十二年三月三十一日の教育基本法および学校教育法の公布を基本とする。歯科大学における教育もいわゆる六・三・三制を踏まえた二・四制の構想が検討されはじめたのもこの頃である。

当時の教育は全般的な教育改革を進めるために、内閣に教育刷新委員会が設けられ、歯科教育については、GHQの公衆衛生福祉局(PHW)の指導のもとに歯科教育審議会(委員長・奥村鶴吉)があり、さらにGHQの民間情報教育局(CIE)の命令、示唆によって文部省が原案を作成するという複雑な手続きをとった。そこでの基本構想は、アメリカ流の大学、短期大学の設置であった。

かつてペンシルバニア大学歯学部に学んだことのある奥

村鶴吉は、つねづね「歯科教育は総合大学で」との理想を抱いていた。それゆえに、新制大学の発足に際しては、ぜひとも六年制大学を実現したいと願っていたのである。しかし、GHQの指導の下にある文部省は、なお大学と短期大学の区分を明確にしえないまま混乱をまねいていた。

そこで奥村は、暫定的にプリ・デントルコースとしての短期大学の設置を具体的に構想したのである。それは近い将来に歯科教育を発展的に総合大学(University)で実現しようとする試金石でもあった。人材、設備、カリキュラム編成などからも、一足飛びの総合大学での歯科教育は困難であり、とりあえず短期大学の実現はそのための大きなステップとして位置づけられていた。

奥村は当初から学部専門課程四年と一般教養課程二年の緊密な連携を基本にすえていた。しかし、実際には一般教養を他の総合大学の教養課程に委託する案、短期大学の卒業資格を専門課程への入学条件とする案が議論されることになった。そして、東京歯科大学は市川短期大学の設置を具体的に検討することになったのである。それはいまや幻の短期大学となってしまったが、昭和二十四年十月十五日

付で時の文部大臣・高瀬荘太郎に提出すべく、「市川短期大学設置認可申請書」が関係書類とともに作成準備されていたのである。

その冒頭には、次のような今日でも目をみはるような斬新で壮大なる構想が「目的使命」と銘打って記されているのである。

本短期大学は、デュニアーカレッヂの精神に基いて高度の教養を具へた良識ある社会人としての教育の上で、理学に関する半専門職業教育を相互の密接な関連の下に教授し、研究所技術員、実験室補助員、特に計測技術者、分析技術者、生物管理標本作製技術者等の新しい職業分野を開拓すると共に、「教員免許法」に基づく高等学校、中学校の理科及び数学の教員有資格者の養成を目的とする。この目的のため応用理学科及び教育科を設ける。

近い将来には本財団付属市川病院を利用し臨床検査員、レントゲン技術者等理学と密接な関係ある医学歯学関係技術者の養成を目的とする厚生科及びこの大学

のある市川市の地域社会に適合した課程を持つ市民科(別科)の二科の新設を考慮している。

(東京歯科大学教養課程)